

「白樺高校と芽室町議会との包括連携協定事業」総括 (R3. 10. 29-11. 4／第3学年対象)

1 協定の趣旨との整合性について

(別紙「包括連携協定」を確認の上、整合性が図られていたか否かの確認)

連携協定第1条の目的に規定するとおり、人的、知的資源の交流、活用が図られ、双方の活動の充実・発展に資することができ、整合性は図られた。

2 事業実施の課題について

(事前準備・協議を含めて一連の流れでの課題の抽出)

- (1) 三者（高校、議会、町）における初の連携事業となり、次につながる新たな取り組みとして効果があったが、仮に継続する場合は、事前に情報共有や共通認識を図るために、新たな調整を綿密に行うことが不可欠と感じた。
- (2) 議会と役場の役割等について、事前打ち合わせの時間が十分でなかったことが課題だった。
- (3) 事業目的の共通認識をもっと明確に図るべきと感じた。「自らのまちのことを考える」という授業を補完することが目的か、「高校生の声をまちづくりに反映する」ことが目的かが曖昧だった。
- (4) 授業の補完が目的なら、学習指導要領の事前予習が効果的であり、高校生の声をまちづくりに反映することが目的なら、芽室の課題を整理し問題提起するなど、議会として目的とフローを共有しておくべきだった。
- (5) 各日程終了後、高校（先生）・役場・議会の三者で振り返りの時間を持てたことは良かったが、次の日程（班）への引き継ぎ・連携に十分活かされていなかったことが課題だった。
- (6) 議会の指針（新型コロナウイルス感染症対策に係る芽室町議会行動指針／令和3年10月22日制定）が実践できた適切な事業の実施だった。
- (7) 体育館のような広い場所での事業実施の際に、お互いの意見が聞き取りにくい場面もあった。そのことにより、逆に顔を近づけてしまうことになると、感染症対策としては必ずしも適切でない場面も見受けられた。
- (8) 今後の事業において、コロナ等の状況が収束した後は、開催場所は議場がふさわしいと感じた。

3 次回の事業内容について

(今回の事業を振り返り、事業の充実・拡充に向けて、場所、テーマ等の提案)

- (1) 現役高校生の「まちづくり」への思いを直接聴く機会となり、臨場感

が高い事業だった。

- (2) 高校生モニターなど、新しい取り組みを議会から提案することも検討できればと思った。
- (3) 連携事業は年1回の開催が適当と感じた。
- (4) 高校生に対して「まちづくりの一員」という意識の醸成を深める事業は、議会としても関わるべき意義のある活動と感じた。
- (5) 連携協定の趣旨に基づく有効な事業であり、次年度に向けては、三者連携事業（高校・議会・町）を基本として、白権高校と協議していく。

4 グループワークで出された意見に対する感想について

（自由記載）

- ・生徒たちは住んでいる町のことを理解していて、人口問題、高齢者に優しいまち（移動手段等）、地元の農海産物を活かした製品の開発など、それぞれの出身自治体に対する愛着を感じた。
- ・市街地の活性化の課題、交通環境整備など、未来のまちづくりをしっかりと考えていることが理解できた。
- ・地域活性化について、真剣に考えて発表する姿勢に頼もしさを感じた。将来どこかで暮らし始めた時に、地域活性化を自分ごととして考えられる大人になってほしいと感じた。
- ・道路や街路灯を整備してほしいなど、現在の困りごとを解決してほしい声を聴いた。現地に赴き、確認した上で対応できるものは解決するなど取り組みたいと感じた。議会としてアクションがないと、高校生は「何を言つてもむだ」という考えにつながり、若者の政治離れ、無関心を助長すると感じた。
- ・自分の住んでいるところの強みや課題を高校生の視点での確に捉えていることに感心した。中には「自分だったらこうやって解決する」と言った発言もあり、改めて、今回の取り組みは意義深かったと感じた。
- ・「考えること」に留まらずに、「自らの考えを実現させるためには」という域まで深堀りし、高校生同士で議論をするか、もしくは、議会において議論のテーマに取り上げるなど、聴いた声の反映を具体的に形にすることで、より高い達成感につながるのではないか。
- ・若者が楽しく過ごせる施設を要望する声が多い。一方、安心して安全に生活できる環境や通学環境の整備などを希望する声もあり、議会としても今後の検討課題の一端を垣間見ることができた。
- ・クラス分けではなく学年全体でシャッフルすると、意見も多様に出されたかもしれないと感じた。

学校法人白樺学園白樺学園高等学校と芽室町議会の包括連携協定書

学校法人白樺学園白樺学園高等学校（以下「甲」という。）と芽室町議会（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的な連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の人的、知的資源の交流、活用を図ることで、双方の活動の充実・発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に協力することに努める。

- (1) 甲による乙の議員、職員、住民等を対象とした学習機会の提供
- (2) 乙の公の施設における甲の生徒を対象とした研修機会の提供
- (3) 乙が実施する事業への甲の教職員、生徒の参画
- (4) 甲の教職員と乙の議員、職員等との交流、研修
- (5) その他、甲乙で合意した分野における活動

（実施条件）

第3条 前項の事項を実施する際の実施条件及び実施方法、協力の形態、事業成果の利用条件等は、甲と乙がその都度協議して決定する。

（施設の利用）

第4条 甲と乙は、連携、協力するに際し、教員、議員、職員、生徒の相互派遣及び相互受け入れ、施設等の利用について、支障のない範囲において互いに便宜を供するものとする。

（経費の負担）

第5条 連携、協力に関する経費の負担については、甲と乙がその都度協議して決定する。

（協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の満了日までに、甲と乙の双方から特に申し出がないときには、さらに1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

（補則）

第7条 この協定書に定めのない事項又は変更を要する事項が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年10月12日

甲 学校法人白樺学園
白樺学園高等学校校長 嶋野幸也

乙 芽室町議会議長 広瀬重雄

（原本直筆署名）

新型コロナウイルス感染症対策に係る芽室町議会行動指針

令和3年10月22日制定

1 目的

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）拡大防止に係る緊急事態宣言の解除（令和3年9月30日）を踏まえ、「芽室町議会災害時対応基本計画（議会BCP ver3.0）」に規定する「6. 感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準」の具体指針を明確にすることを目的とする。

2 趣旨

- (1) 国や北海道の指針（宣言発令や行動指針等）を順守・尊重した上で、本町の状況や事情を的確に反映した議会活動等（以下「活動等」という。）の指針とする。
- (2) 現行のBCP(感染症対応のフロー等)では、活動等の詳細な判断が困難な際に、適宜、コロナの経過、現状、見通しを捉えて、活動等を安定、安全、効果的に継続するための指針とする。
- (3) 行動指針の対象は、本会議、委員会及び協議会はもとより、視察、研修、町民との意見交換会等、条例に規定する活動等全般とし、議員及び事務局職員の日常の行動も含む指針とする。

3 行動基準

- (1) 行動基準の前提是、現行BCPに定める行動基準の【第2・3段階（道内発生期又は警戒ステージ2）】とする。
- (2) 【第2・3段階】の「議会・議員の行動」に定める「3つの密に配慮した会議開催、オンラインを活用するよう努める」のとおり、会議の形式等をオンラインに限定することなく、対面（参加）方式の可否を精査し、事業目的の達成に適切な手法の選択に努める。
- (3) 委員長等は、活動等の実施にあたり、議員の申し出により対面（参加）方式に支障がある際は、オンラインも選択肢として検討する。ただし、会議等の趣旨によりオンラインの手法が馴染まない場合は、芽室町議会会議条例の一部改正による「欠席事由の拡大」を尊重し、議員の意思を反映するよう配慮に努める。

4 実施時期 令和3年10月22日

5 その他 令感染症の状況によって、適宜見直しを行う。